



# 鳥取県公報

平成 21 年 10 月 23 日(金)  
第 8 1 3 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (647) (福祉保健課)・・・2 生活保護法による介護機関の指定 (648) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 都市計画事業の事業変更の変更の認可 (649) (水・大気環境課)・・・・・・・・・・・・3 土地改良区連合の定款の変更の認可 (650) (耕地課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 土地収用法による事業の認定 (651) (県土総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (652) (東部総合事務所県民局)・・・・・・・・5 土地改良事業の工事の完了 (653) (中部総合事務所農林局)・・・・・・・・・・・・5
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (78)・・・・・・・・・・・・・・6
◇ 内水面漁管委告示	ブラックバス等の再放流の禁止に関する指示 (6)・・・・・・・・・・・・・・・・・6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課)・・・・・・・・・・・・6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (河川課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

# 告 示

## 鳥取県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市西品治806	大森生協診療所デイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	平成21年9月30日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市西品治806	大森生協診療所デイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	平成21年9月30日

## 鳥取県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	通所介護	平成21年10月1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター湖山	鳥取市湖山町東二丁目159-2	〃	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社メデ	鳥取市末広温泉	株式会社メデ	鳥取市西品治	介護予防通所	平成21年10月

イコープとつとり	泉町566	イコープとつとりデイサービスほほえみ	806	介護	1日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター湖山	鳥取市湖山町東二丁目159-2	〃	〃
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	通所介護事業所デイハウスのえの家	境港市外江町2680	〃	〃

**鳥取県告示第649号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画事業 倉吉市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
追加する部分  
倉吉市大字巖城字開山、字下光源、字上光源、字下養水、字東屋敷、字細工畑、字下前田、字宮ノ前、字東中田、字西中田及び字斉ノ前の各一部

**鳥取県告示第650号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を平成21年10月19日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第651号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

江府町

2 事業の種類

農業集落排水事業美用地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 日野郡江府町大字美用字下原二地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業美用地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である江府町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内の下流部に位置する土地（以下「本件土地」という。）に、農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生活環境及び自然環境の保全に寄与することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、起業地選定等に当たって住民への影響に配慮しており、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、処理水の放流先が確保できること、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

江府町では、平成3年度から農業集落排水事業に取り組んでおり、平成20年度末の供用割合が85パーセント、生活雑排水処理人口の割合が89パーセントとなっているが、当地区については未整備であり、農村地域の農業用水の水質保全及び生活環境の改善を図ることが望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡江府町大字江尾475

江府町役場

**鳥取県告示第652号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年12月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年10月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイ・クリエート

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

池原 喜詔

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市扇町133-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県内の過疎化の深まりで古民家や質の高い住宅などの空き家がある状況に鑑み、これらの居住用建物をIターン・Jターンなどを考える全国の方々にインターネットなどによる情報通信を通じて自然豊かな立地での居住用として提案することにより、不特定多数の人たちの鳥取県での新たな生活の出発に貢献し、また地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第653号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
------	-----------	---------

湯 梨 浜 町

基盤整備促進事業石脇地区区画整理

平成21年3月11日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第78号

伯耆町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年10月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

施設の名称	所在地
伯耆町岸本保健福祉センター	西伯郡伯耆町大殿1010

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成21年10月23日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

#### 1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

#### 2 指示期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年10月23日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

#### 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成21年11月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

# 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
親水公園内警報発令システム構築業務 一式
- (2) 業務の仕様  
入札説明書による。
- (3) 業務の期間  
契約締結日から平成22年3月19日まで
- (4) 入札方法  
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。  
なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第161号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年10月30日(金)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成21年10月23日(金)から同年11月20日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成21年10月23日(金)から同年11月20日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

オ 平成11年10月23日から平成21年10月22日まで間に、次のいずれの防災情報システムに関する業務(国又は地方公共団体が発注したものに限る。)についても、直接受託し、完遂した実績を有していること。

(ア) 国土交通省制定「総合河川情報システム本省総括局伝送仕様」に準拠したシステム構築又は改修業務

(イ) 気象庁の降雨短時間予測値又はノウキャスト型10分間降水量予測値を処理するシステム構築又は改修業務

カ 本業務を遂行できる管理技術者又は主任技術者(本業務の技術的内容を統括する責任者)1名を配置できること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体が2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が(1)のアからエまでに掲げる要件のすべてを満たす者であること。

ウ いずれかの構成員が(1)のオ及びカに掲げる要件を満たす者であること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 各構成員の出資比率が、それぞれ30パーセント以上であること。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川課

電話 0857-26-7386

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

平成21年10月23日（金）から同年11月6日（金）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年10月23日（金）から同年11月5日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び平成21年11月6日（金）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年11月13日（金）午前11時から同月20日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日（木）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年11月20日（金）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証する書類を4の(1)の場所に平成21年11月6日（金）正午までに、入札説明書で示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提

出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の (3) の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required : Water Park Warning Official Announcement System Construction Work 1set

(2) November 6, 2009 0:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 20, 2009 0:00 PM : Time-limit for submission of tenders

November 19, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of River Division Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7386